

最終講義〔要旨〕

2015年1月22日

多国籍企業と課税問題

河野 眞 治

1 はじめに

多国籍企業が登場した時から、企業が国家間の税制の違いを利用して節税に努め始めたことはよく知られており、多くの文献がある。国家の側もいろいろな対策をとってきて、例えば企業側が企業内取引価格である移転価格の操作で節税を図れば、移転価格税制を導入してそれに対抗している。そうすると企業側も別のやり方で抜け道を探すことになり、そうしたことがここ数年間、特に先進国で問題となっている。今日はアメリカ議会が最近調査した多国籍企業の課税問題について、特にアップル社の例を紹介する。また最近話題となったルクセンブルグの課税問題についても簡単に紹介する。私は税制度について詳しいわけではないので、ひょっとしたら思い違いがあるかもしれないが、その場合はご容赦願いたい。

2 アメリカの法人税制度

最初にアメリカの法人税の仕組みについて、今日のテーマと関係する部分について簡単に説明する。まず大原則は、子会社を含めてアメリカ企業の全世界所得に対してアメリカ政府は課税をするということである。当然二重課税という問題が生じるので、海外子会社が現地で支払う法人税部分は、アメリカでの法人税の支払いに際しては税控除される。

次に海外で得られた所得は、本国（アメリカ）に送金されない限り、税の支払いは繰り延べ（deferral）される。すなわち海外にそのまま留保されている限り、アメリカ政府に法人税を納める必要はない。逆に言えば、本国に送金した段階で納税の義務が発生することになる。

この繰り延べは全ての所得に対して認められるわけではなく、海外子会社
が得る所得のうち積極的所得 (active income), すなわち本来の企業活動 (生
産やサービス提供) から得られる所得にはこの繰り延べが認められるが、受
動的所得 (passive income), 例えば配当, 利子, ライセンス料などはこの
繰り延べは認められず, 所得発生とともにどこにその資金があろうとも, ア
メリカ政府によって課税される。これはSubpart F ルールと呼ばれ, 1962年
に本来はタックス・ヘイブンでの税逃れを取り締まるために立法化された。
問題はこの受動的所得の部分だが, これを例えば今日取り上げるアップル社
がどのように「節税」しているかが問題となる。

アップル社が利用したものは, Check-the-Boxルールと呼ばれているもの
で, これは納税主体をどのように決定するかという問題である。一般的に例
示すれば, A社とその子会社B社がある時, A社とB社に別々に課税するのか,
それともB社はA社の一部とみなしこれを一つの課税単位と考えて, 単一の
ものとして課税するかという問題である。アメリカではこの課税主体の決
定を企業自身が選べるというのがCheck-the-Boxルールである。手続きの煩
雑さを避けるために設定されているようだが, 海外所得の場合には先ほどの
受動的所得には海外にあっても課税されるというルールがあるので, 課税主
体をどう設定するかによって当面払わなければならない税額が変わってくる
わけである。

3 アップル社の場合

以下はアメリカ議会の調査によるアップル社の税納入の実態である。ア
ップル社は当然ながらグローバル企業で, 全世界を二つに分け, 南北アメリカ
をアメリカ本社が統括し, それ以外の地域はアイルランドの子会社が責任を
持っている。問題となっているのはアイルランド子会社で, 第1図がその子
会社の階層構造である。アップル社は商品の製造を基本的に外部に委託して
おり, 殆ど中国で製造されている。昨年アメリカに工場を新設したことで話
題となったが, このやり方は基本的に変わっていない。例えばヨーロッパで

販売される商品は、委託会社→ASI→ADI→ヨーロッパの各国販売会社、のルートでアイルランドの子会社を経て顧客に届けられる。これは書類上の処理で、勿論物理的にアイルランドの子会社に商品が来るわけではなく、直接顧客のいる国に届けられる。

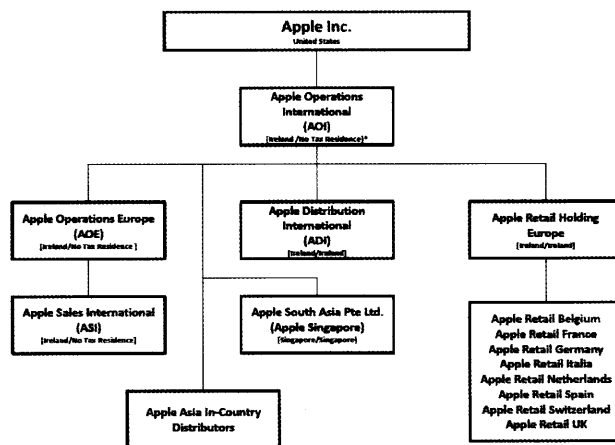
アイルランドの法人税率は12%だが、アップル社が実際にアイルランドで払っている額は利益の1%以下である（第1表）。どうしてこのようなことが可能となっているのか。アイルランドの税法では、課税対象となる企業はアイルランドに登録されている企業ではなく、実質的にアイルランドで企業経営が行われている組織、management and controlがアイルランドで行われている企業と定められている。第1図でアメリカ本社を除いて一番上位に

第1表 ASI社の世界納税額

	2011	2010	2009	合計
税引き前利潤（10億ドル）	22	12	4	38
世界での納税額（百万ドル）	10	7	4	21
税率	0.05%	0.06%	0.10%	0.06%

Source : US Congress, Senate資料, p.21.

第1図 アップル社の子会社構造



*Listed countries indicate country of incorporation and country of tax residence, respectively.

あるAOIは全くのペーパーカンパニーで、従業員はいない。因みに住所は子会社が全て同じ住所になっている。AOIには取締役が3人いるが、二人はカリフォルニア在住でどちらも本社の関係者、一人がアイルランドに住んでいる子会社の関係者である。2006-12年の間に取締役会が33回開かれて、そのうち32回がカリフォルニアで行われている。つまりアイルランドに企業実態がないということで、課税対象企業ではないということになる。またアメリカの税法では、課税対象になるのはアメリカに登録されている企業ということであるから、この企業は直接的にはどこの国の課税対象企業にもなっていないことになる。

アップル社とアイルランド政府の間には税の支払いが2%以下でよいという約束があった。アメリカ議会のヒアリングではその内容についてこれ以上述べていないが、アップル社とアイルランド政府の問題はEUでも問題になった。EUが問題にしたのは少し視点が違っており、アイルランドがもしもアップル社に税金面で優遇していたら、それはEUの競争政策に反するという事だった。公正な競争を維持するために、国家が企業に補助金を出すことを禁じており、アイルランド政府の税優遇はこの補助金に当たる可能性がある、というわけである。EUは昨年10月に仮決定をだして、競争政策に反すると結論しているが、その中でアップルとの約束に触れている。どんな計算になっているかという点、AOEの支店について、これは特殊なパソコンを作っているところだが、60-70千万ドルまでの営業費用についてはその65%、それを超える部分についてはその20%を所得とみなし、それに課税するという事である。ASIについてもその支店にたいし、似たような約束になっている。ASIは基本的には、中国の生産委託企業から購入しヨーロッパ、アジア地域に配送するという業務だから、この営業費用はたかがしれている。問題は再販売された商品の販売については無視されているということです。こんな税金の計算方法がどこから出てきたのかはよくわからないが、多分税額が計算できない時に、二次的方法でやられているのではないと思われる。

アップル社はアイルランドでの税を回避できてが、アメリカの課税も免れ

るようにしなければならない。アクティブな部分は送金しなければ課税は避けられるが、パッシブな部分は課税される。そこで使われたのがCheck-the-Boxルールである。第1図のAOIより下の階層部分を全てAOIに含めてしまつて、AOIだけを課税主体にしてしまうのである。実際にはASI等がヨーロッパやアジア地域で販売した利益は、最終的にはAOIに配当として入ってくるので、それにはアメリカ送金と無関係に課税されるはずである。しかしAOIだけを課税対象企業にしそれ以下の企業を中に含んでしまうと、企業内の問題で配当という形が消えてしまう。これでアップル社はアメリカでの課税も免れるということになる。

アップルはこうして海外に多額の金融資産を所有しているが、少し前にアメリカで社債を発行して話題となった。これは配当を増やすのと買取のためだったが、何故自己資金を使わなかったのか。それはアメリカに持ち帰ると35%の法人税がかかるためである。

アップル社は2011年に20.1%の法人税が課されているが、これは本来の税率35%よりはるかに低い。しかもそのうち4割弱が繰り延べになっている。議会の調査では全く触れられていないが、税を払っているのは本社が管轄している部分、南北アメリカからの利益についてということであろう。

4 ルクセンブルグ

昨年秋にルクセンブルグの税務資料をICIJ(国際調査報道ジャーナリスト連合)が大量にリークした。2003年から2011年までの多国籍企業343社がルクセンブルグ当局とどのように交渉し、どのように税額を決めているのかという資料である。出てきた資料が基本的に国際会計事務所PriceWaterhouseCoopers社のものであったので、その社の退職職員がリークしたのではないかとされている。

資料がどのようなものか一例をしてみる(第2図)。会計事務所からUnited Technologies社の課税問題について、Societes VIのMr Kohlに宛てたものである。Societes VIというのが課税問題を扱う部署で、Mr Kohlという

第2図



For the attention of Mr Marius Kohl

Administration des Contributions Directes
Bureau d'imposition Sociétés VI
18, rue du Fort Wedell
L-2982 Luxembourg

PricewaterhouseCoopers
Société à responsabilité limitée
400, route d'Esch
B.P. 1443
L-1014 Luxembourg
Telephone +352 494848-1
Facsimile +352 494848-2900
www.pwc.com/lu
info@lu.pwc.com

COPY

June 1, 2010

References: AAMI/ PAKA/Q3910034M-AUCT



United Technologies Corporation

Berkeley Luxembourg S.à r.l. – Fiscal number pending
Arlington Luxembourg S.C.A – Fiscal number pending



Dear Mr Kohl,

In our capacity as tax consultants for the above-mentioned client, we discussed in our meeting dated June 1, 2010 the tax treatment applicable to the transactions foreseen by our client. This letter seeks to confirm the conclusions reached during this meeting, and will serve as a basis for the preparation of the tax returns of the Luxembourg companies involved.

A Facts

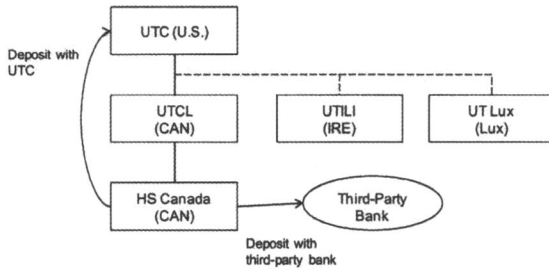
A.1 Background

- 1 United Technologies Corporation (“UTC”) is an American multinational conglomerate. It researches, develops, and manufactures high-technology products in numerous areas, including aircraft engines, helicopters, heating and cooling, fuel cells, elevators and escalators, fire detection and suppression systems, building security systems, commercial and military aircraft systems, and industrial products, among others.
- 2 Its business units are composed of: Carrier (heating and air conditioning systems), Hamilton Sunstrand (aerospace and industrial systems), Otis (elevators and escalators), Pratt & Whitney (aircraft engines), Sikorsky (helicopters), UTC Fire and Security (fire detection and suppression systems and building security systems) and UTC Power (fuel cells).

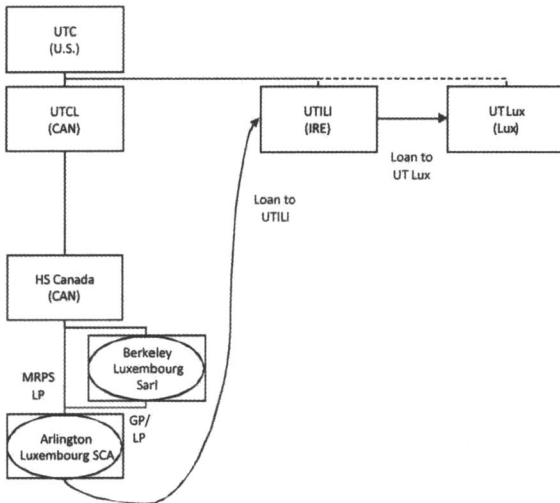


Appendix 1

A. Current (abridged) chart



B. Post-restructuring (abridged) chart



人はここの責任者を長く務め、その世界では“Monsieur Ruling”と呼ばれていた（参考文献のWSJの記事参照）。彼は一昨年退職している。この問題で実際の交渉は2010年6月1日に行われ、この手紙はその時合意されたことの確認文書である。彼との交渉はスピーディで容易であるというのが関係者の評判で、WSJとのインタビューでは彼は、「私がyes, noを言った。一人と交渉するのは時には物事が容易に進む」といっている。多くの文章に第2図の後半のような子会社関係の図がついており、このような子会社の仕組みを作れば、税は免れるということであったようである。

ルクセンブルグに関連しては、やはりEUが競争政策との関連で問題にされており、Amazon社とFiat社が調査の対象になっている。

5 多国籍企業と国家

企業が税を回避しようとすることは古くからの傾向であり、その点では最近の動きに新しさはない。新しさは企業が多国籍化したことにより、新しい「節税」の方法を得たことにある。政治体制としては世界は国民国家に分かれており、各国が独自の課税システムを持ち、それが異なっているために多国籍企業はその隙を突くことができる。企業の活動は国境を越えているのに、国家の権限はその地域内に留まっている。このことが企業と国家の力関係を変えたといえる。

そうすれば国家の側も国家の枠を越えた国際的な共同行動が必要となる。OECDは今企業の国際的な活動の全体を示すような文書を義務化しようと、新しいルールを検討している（日本経済新聞、2014年11月3日）。しかし最も統合の進んでいるEUでさえこのような問題が発生するのに、世界で共同行動を取るのはもっと困難である。また多国籍企業の側も新しい「対策」を考えることは当然予想される。

アメリカ議会には古くから大企業の問題行動を調査する伝統があったが、最近はそのようなものが行われなくなっていた。今回の調査は小規模だがその意味では一定の意義があったといえる。

参考文献

U.S. Congress, Senate, Committee on Homeland Security and Government Affairs, Permanent Subcommittee on Investigations, Hearing, "Offshore Profit Shifting and the U.S. Tax Code, Part 2 (Apple Inc.)", Exhibits, May 21, 2013.

ルクセンブルグに関するリークについてはICIJのホームページ参照。 <http://www.icij.org/project/luxembourg-leaks/explore-documents-luxembourg-leaks-database>

EU, State aid SA. 38373 (2014/C)-Ireland, Alleged aid to Apple, 11.06.2014.

EU, State aid SA. 38944 (2014/C)-Luxembourg, Alleged aid to Amazon by way of a tax Ruling.

志賀櫻『タックス・ヘイブン』岩波新書, 2013年。

"Luxembourg Tax Deals Under Pressure", Wall Street Journal (電子版), Oct.21, 2014.